

令和元年度新宿中央公園指定管理者の
管理運営業務に係る事業評価報告書

令和3年2月

新宿中央公園指定管理者評価委員会

目 次

1	事業評価の目的	1
2	評価対象施設の概要	2
3	評価の概要	3
4	評価結果	4
5	各評価項目に関する評価結果	
	（1）公園の運営に関する事	5
	（2）利用・サービスに関する事	6
	（3）施設管理に関する事	7
	（4）管理運営経費に関する事	7
	（5）事業に関する事	8
6	総合評価	9
7	おわりに	9
○	参考資料（巻末）	
	①新宿中央公園指定管理者の管理運営業務に係る事業評価に関する要綱	
	②事業評価基準（委員評価シート）	
	③令和元年度新宿中央公園指定管理者評価委員会開催実績	
	④令和元年度新宿中央公園指定管理業務実績概要	

1 事業評価の目的

新宿中央公園は、新宿区の区立公園では最大の広さを持ち、大都会新宿を象徴する高層ビル群の中のオアシスともいうべき公園です。かつて淀橋浄水場だった場所に、昭和43年に都立公園として開園し、昭和50年に東京都から移管され、現在に至っています。

公園内は、子どもたちに人気の複合遊具やジャブジャブ池のあるちびっこ広場、四季折々の緑に癒される区民の森、週末にはフリーマーケットやイベントで賑わう水の広場などそれぞれが特色を持つエリアで構成されており、地域の方をはじめ、高層ビル街で働くオフィスワーカー、買い物や観光に訪れた来街者など、多種多様な利用者に対応しています。

また、令和2年7月には、芝生広場のリニューアルにあわせて、民間事業者を活用した憩いと賑わいの拠点施設「SHUKNOVA」がオープンしました。

区では、平成25年度から新宿中央公園に指定管理者制度を導入し、平成27年度に公募により第二期指定管理者を選定し、現在、新宿中央公園パークアップ共同体を指定管理者に指定しています。第二期指定期間は平成28年度から令和2年度の5年間とし、指定管理者が行う管理運営及び事業の具体的内容は、区と指定管理者が締結する基本協定書や、それに付随する業務仕様書、指定管理者から提出される事業計画書等で定めています。

区では、指定管理者が行った令和元年度の管理運営業務が、基本協定書や事業計画書に基づいて適正に実施されていたかどうかを検証し、今後の管理運営に反映させるため、外部有識者を含む評価委員会により、指定管理者の管理運営業務に係る事業評価を実施しました。

2 評価対象施設の概要

(1) 名称

新宿区立 新宿中央公園

(2) 所在地

新宿区西新宿二丁目11番

(3) 面積

88,065.95㎡

(4) 開設年月日

昭和43年4月1日

(5) 主な施設

区民の森、水の広場、芝生広場、スポーツコーナー、ポケットパーク、公園管理事務所（管理ヤード）、ビオトープ、ジャブジャブ池、ちびっこ広場、多目的運動広場、富士見台・六角堂、フットサル施設

(6) 公園種別

風致公園

(7) 開園時間

公園 365日24時間開放

公園管理事務所 9:00~17:00（年末年始は休所）

フットサル施設 9:00~22:00（年末年始は休場）

(8) 指定管理者

新宿中央公園パークアップ共同体

代表団体 一般財団法人公園財団

構成団体 株式会社昭和造園、日建総業株式会社

(9) 指定管理期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5年間）

(10) 管理運営業務の概要

①基本管理業務

巡回・点検、違法行為や不適切利用の注意・指導、利用者対応、庶務等

②維持管理業務

清掃、除草、植栽・施設・建物・設備の維持管理

③運営管理業務

公園運営の計画立案及び実施、情報発信、関係機関や関係団体との連絡調整、イベントの企画運営、フットサル施設に係る利用承認や利用料金収受等の管理運営

3 評価の概要

評価は、「新宿中央公園指定管理者の管理運営業務に係る事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

(1) 評価者

- ①名称 新宿中央公園指定管理者評価委員会
- ②評価委員会の構成 6名（外部有識者委員 5名、区職員 1名）
- ③評価委員
 - 熊谷 洋一（東京大学名誉教授・委員長）
 - 星 卓志（工学院大学教授）
 - 石野 研司（公認会計士）
 - 大山 邦博（社会保険労務士）
 - 秋田 博（区民代表）
 - 関口 知樹（みどり土木部土木管理課長）

(2) 評価期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(3) 評価項目

- ①公園の運営に関すること
- ②利用・サービスに関すること
- ③施設管理に関すること
- ④管理運営経費に関すること
- ⑤事業に関すること

(4) 評価対象

指定管理者から提出された令和元年度事業報告書等の関連資料をもとに、評価委員会が指定管理者から事業説明をうけ、ヒアリングを行い、評価しました。

(5) 評価方法

各評価項目について、4～1の4段階で評価し、優れている点、指摘すべき点をまとめました。

なお、4～1の評価の判断基準については、以下のとおりとしました。

- 4…優良 事業計画等で求められる水準を超えて良好であり、かつ、特筆すべき点があり、特に評価できる。
- 3…良 事業計画等で求められる水準を超えて良好である。
- 2…適当 事業計画等で求められる水準を満たしている。
- 1…課題あり 事業計画等で求められる水準を満たしておらず、改善を要する。

4 評価結果（委員会評価）

評価委員6名の集計結果

評価項目			評価
個別評価	1	公園の運営に関すること	3.0
	2	利用・サービスに関すること	3.0
	3	施設管理に関すること	3.3
	4	管理運営経費に関すること	3.0
	5	事業に関すること	3.2
総合評価			3.2
全体評価			3

※総合評価について

総合評価は、各委員の個別評価を踏まえた判断となっており、個別評価の単純平均とはなっていません。

※全体評価について

総合評価の点数を、次の基準を参考に、事業評価委員会の審議により、全体評価をしました。

【総合評価】

3.5以上

2.5以上3.5未満

1.5以上2.5未満

1.0以上1.5未満

【全体評価】

4 優良

3 良

2 適当

1 課題あり

5 各評価項目に関する評価結果

(1) 公園の運営に関すること

公園の運営を行う上で必要と思われる「職員体制」、「職員教育」、「緊急時の対応」、「区との連絡調整」、「適正な労働環境の確保」の観点から評価を行うとともに、公園の運営について全般的に評価を行いました。

【評価結果】

基本協定書及び令和元年度協定書に基づいて、概ね適切な運営がなされていると認められます。

職員体制については、適宜工夫をしながら公園の管理を行っています。

職員教育については、職員研修等による適切な実施が確認できました。新規スタッフ向けに全般的な研修を行った他、ビジネスマナー研修やコンプライアンス研修、情報セキュリティ研修など広範な内容の研修を各職員に受講させ、サービスの向上に努めています。また、必要に応じて外部講師による研修も取り入れたことで、より良い職員教育につながっていると思われます。

適正な労働環境の確保については、概ね適正ですが、一部、フットサル施設の運営に関して、労働環境を確認する必要があると思われます。

なお、緊急時の対応や区との連絡調整については、丁寧な協議が実施されており、適時・適切に行われています。また、事業計画書や業務仕様書等に基づいた適切な公園運営に加え、苦情等に対する日常的な対応を丁寧に行っています。

(2) 利用・サービスに関すること

利用者に対する「サービス水準の確保」、「利用者サービスの向上」、「利用者対応・接遇」、「利用者要望の把握・対応」「個人情報等の適切な対応」、について、利用者の利便性が向上し、利用しやすい公園になっているかの観点から評価を行いました。

【評価結果】

サービス水準の確保については、基本協定書や業務仕様書等に基づき、取り組んでいます。桜の開花期等利用者が増加する時期に、臨時ゴミステーションを設置し回収頻度を増す等ゴミの散乱を防ぐきめ細かな対応を行っています。また、熱中症対策としてグリーンミスト・みどりのカーテンの継続といった様々な工夫を行っていました。公園での不法行為や不適切利用に対しては、適切な対応に努めていることが確認できました。全体的に個別事案毎の適切な対応が確認できました。

利用者サービスの向上については、外国人利用者向けのリーフレットの更新や公園独自のホームページのこまめな更新等、利便性の向上に努めていることが確認できました。

また、公園利用者からの様々な問い合わせや意見に対しては、丁寧かつ誠実な対応を行い、利用者の立場に立った使いやすい公園運営がされていると評価できます。

イブニングバーお客様アンケート結果からも、満足度が高く評価されていることを確認しました。

個人情報等の適切な対応は、個人情報保護規則を定めるとともに、個人情報保護管理責任者を配置する等、個人情報の保護が徹底されていることが確認できました。

(3) 施設管理に関すること

公園施設の管理をする上で必要と思われる「施設・設備管理」「施設修繕・備品管理」「省エネルギー・省資源」について評価を行いました。

【評価の概要】

公園施設の管理については、概ね適切に行われていることを確認しました。特に植物の管理については、台風15号及19号の際に、台風通過直後の点検と枝折れ等への対応を早期に実施したことは評価できます。

また、遊具施設の安全を保つため、日常点検と専門業者による年2回の精密点検の実施や園内樹木の倒木を防ぐため樹木医による診断を実施するなど事故防止に努めていることも評価できます。

その他、利用者からの要望によるフットサル施設の簡易更衣室の設置やちびっこ広場の利用者が多いため遊具の補修、新たな休憩コーナーの設置等、利用者の満足と快適な利用を促進しました。

(4) 管理運営経費に関すること

管理運営に関して適正な財政状況であるか、「適正な会計」「目標の達成」「経費節減、収入確保の努力」に対する観点から評価を行いました。

【評価の概要】

概ね適正に会計管理が行われていることが確認できました。指定管理者の運営努力によりフットサル施設の利用料金収入が当初の見込額を超えたことは評価できます。

また、省エネルギー対策等による経費節減への取り組みも評価できます。

(5) 事業に関すること

事業に関することについて、「事業実施」「効果的・効率的な視点」の観点から評価を行いました。

【評価の概要】

事業に関しては、町会や商店会、地区青少年育成委員会、エコギャラリー新宿、その他の周辺企業など幅広く地域団体等との連携に努め、良好な関係を築いており、適切に事業を実施していると評価できます。

新宿中央公園に賑わいを創出するため、指定管理業務の他、自主事業として立地を生かしたイベントや昼間だけではなく夜間も多様な意義のあるイベントも多数実施しており、来場者の数も満足度も増加していると考えられます。

6 総合評価

各評価項目の評価結果を踏まえ、総合的に評価を行いました。

【評価の結果】

新宿中央公園パークアップ共同体は、構成する団体がそれぞれの専門分野を活かし、役割分担がなされており、公園の運営や施設管理などの全般について、協定書や業務仕様書に基づいて適切に業務を実施していると評価できます。

公園の良好な維持管理により、景観や公園の質が年々向上していることに加え、良好なサービス提供や多彩な事業の取り組みにより、公園利用者も増加しているの見受けられます。また、新型コロナウイルス感染症対策も適切に行われており、公園利用者がより安全に利用できるよう取り組んでいます。

新宿中央公園は、リニューアルオープンした芝生広場や賑わい施設の整備により、来園者も増えています。また、現在、眺望の森の整備も進められており、周辺のまちの発展とともに、益々の魅力向上を期待します。

7 おわりに

基本的な公園の運営や施設管理を適切に行った上で、多彩な事業や良好なサービス提供を行っているところが評価できます。

本評価委員会としては、今回の評価を今後の管理運営に生かすことで、今後も新宿中央公園が、誰もが安心して利用でき、より一層の賑わいを発信できるように願っています。

新宿中央公園指定管理者の管理運営業務に係る事業評価に関する要綱

平成 26 年 12 月 19 日

26 新みみ管第 1534 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新宿中央公園の指定管理者が実施する管理運営業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 区長は、指定管理者が行う新宿中央公園の管理運営業務に関する評価（以下、「評価」という。）を行うため、新宿中央公園指定管理者評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、年度ごとに設置し、前項の評価の終了をもって終了する。

(組織)

第 3 条 委員会は、区長が委嘱し又は任命する下記の委員をもって組織する。

(1) 指定管理期間最終年度 外部有識者委員 4 名以上、内部委員 1 名

(2) その他の年度 外部有識者委員 1 名以上、内部委員 4 名

2 前項第 1 号の内部委員はみどり土木部土木管理課長、第 2 号の内部委員は、みどり土木部土木管理課長、地域振興部生涯学習スポーツ課長、地域振興部角筈特別出張所長及び環境清掃部環境対策課長とする。

3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から評価の終了までとする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は区長が招集する。

2 委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第 6 条 委員会は、別に定める評価基準により、指定管理者が実施する管理運営業務に係る事業を評価するものとする。

2 委員会は、前項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

(報告)

第7条 委員会は、評価報告書を作成し、評価結果を区長に報告するものとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、みどり土木部みどり公園課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成26年12月19日みどり土木部長決定)

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。

参考資料 2

様式1							
委員評価集計シート							
委員名 _____							
評価項目	評価細目	判定基準	評価(4段階) 4:優良 3:良 2:適当 1:課題あり				特記事項
公園の運営に関する事 こと	(1)職員体制	事業計画書や職員配置計画書等に基づき、管理運営に支障のない勤務体制や職員配置、組織体制が構築されたか。	4	3	2	1	
	(2)職員教育	業務に必要な研修(施設管理、接遇、危機管理、個人情報保護等)が実施され、必要な知識を身に付ける努力はなされたか。	4	3	2	1	
	(3)緊急時の対応	事故等の緊急時の対応体制やマニュアルの整備、訓練はされていたか。緊急時に適切な対応がとられたか。	4	3	2	1	
	(4)区との連絡調整	区との連絡、調整等に関わる業務は適切に行われたか。区からの改善指導・指示への対応はできていたか。	4	3	2	1	
	(5)適正な労働環境の確保	適正な労働環境の確保を図っていたか。労働環境モニタリングの指摘事項の改善はされていたか。	4	3	2	1	
	(6)公園の運営について	協定書、仕様書等に基づき、公園の管理運営に係る必要な措置を講じたか。	4	3	2	1	
	項目別評価			4	3	2	1
利用・サービスに関する事 こと	(1)サービス水準の確保	協定書、仕様書等の内容に沿った水準で、適切に業務・事業が行われていたか。サービス水準が上がるような業務や事業の改善は行われていたか。	4	3	2	1	
	(2)利用者サービスの向上	不法行為や不適切利用に対する対応及び対策への取り組みは適切だったか。	4	3	2	1	
		利用者の利便性を確保したか。また、利便性の向上に努めたか。	4	3	2	1	
	(3)利用者対応・接遇	利用者への対応は良好に行われたか。利用者が気持ちよく利用できるような接遇ができたか。	4	3	2	1	
	(4)利用者要望の把握・対応	利用者の意見や要望を把握し、適切な対応がされていたか。	4	3	2	1	
	(5)個人情報等の適切な対応(個人情報の保護及び情報公開に関する対応)	個人情報保護を徹底していたか。また、情報公開に関する対応が適切に行われたか。	4	3	2	1	
項目別評価			4	3	2	1	
施設管理に関する事 こと	(1)施設・設備管理	事業計画書、仕様書等に基づいた施設管理業務が適切に行われたか。	4	3	2	1	
		事故につながらないよう、適切に施設の点検がされていたか。	4	3	2	1	
	(2)施設修繕・備品管理	施設修繕や備品管理は適切に行われたか。	4	3	2	1	
	(3)省エネルギー・省資源	省エネルギー・省資源に向けた取り組みがされていたか。	4	3	2	1	
項目別評価			4	3	2	1	

4	管理運営経費に関する こと	(1)適正な会計	適正な会計管理による収支状況であったか。	4	3	2	1	
		(2)目標の達成	目標とした利用料金収入を達成できたか。	4	3	2	1	
		(3)経費節減、収入確保の努力	経費節減、収入確保に向けた取組はされていたか。	4	3	2	1	
		項目別評価		4	3	2	1	
5	事業に関する こと	(1)事業実施	事業計画書、仕様書等に基づき計画した事業を実施したか。	4	3	2	1	
			事業実施において、関係行政機関や団体(民間事業者、町会・自治会、公園サポーター等)との連携を適切に行ったか。	4	3	2	1	
		(2)効果的・効率的な視点	公園の目的に照らして、効果的・効率的に事業を実施したか。	4	3	2	1	
		項目別評価		4	3	2	1	
総合評価		4	3	2	1			
総合評価所見欄								

新宿中央公園指定管理者評価委員会の開催実績

- | | |
|--------|---|
| 1 開催日時 | 令和2年12月28日（金）
午前10時00分から午前12時00分まで |
| 2 会場 | 新宿区立環境学習情報センター 2階研修室 |
| 3 出席者 | 6名
(外部有識者委員 5名、内部委員 1名) |
| 4 議事 | (1) 指定管理者による事業報告書の説明
(2) 指定管理者に対するヒアリング
(3) 評価シートの作成
(4) 評価内容の審議 |

令和元年度新宿中央公園指定管理業務実績概要

(1) 業務実績

業務内容		協定内容	特筆すべき実績
基本管理業務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視・点検 ・ 園内パトロール (24 時間 365 日、4 名／日) ・ 違法行為や不適切利用の注意・指導 ・ 利用者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ 立哨警備の導入等、弾力的な巡回 ・ 警備体制の実施
維持管理業務	施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園地清掃 ・ 除草 ・ 便所清掃 ・ 建物の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ 花見等の繁忙期の巡回警備強化 ・ 繁忙期の臨時ゴミステーション設置によるゴミの集中管理
	植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高木管理 (剪定等) ・ 中低木管理 (剪定等) ・ 植込地管理 (刈込等) ・ 草花管理 (植込、灌水等) ・ 草地管理 (芝刈) ・ バラ管理 (摘蕾、摘実等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ 剪定による日照改善 ・ 樹木医による樹勢診断 ・ 休憩コーナーのチューリップ等による修景 ・ 台風による枝折れ等への対応
	施設の修繕及び改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の発意により行う施設等の改良・補修 ・ 経年劣化等による施設・設備の維持補修 (1 件 100 万円未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕及び改修工事 (36 件) (ちびっこ広場遊具修繕、フットサルコートへの簡易更衣室設置、区民の森アスファルト舗装補修等)
運営管理業務	運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園サポーターの活動支援 ・ 情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ サポーターと連携した花壇管理
	主な指定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジャブジャブ池の開設 (夏期 60 日間程度) ・ 夏及び春まつりの開催 ・ 地域行事 (新宿区他部課または近隣町会等の開催するイベントへの協力) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ ジャブジャブ池の開設 (7 月 19 日～9 月 16 日) ・ 夏まつりの実施 (8 月 17 日・18 日) ・ プレイパーク事業への協力 ・ 「秋を探そう中央公園」 (11 月 22 日・雨天のため中止)

		<ul style="list-style-type: none"> ・防災フェア（3月8日）及び春まつり（3月14日）は、コロナウイルス感染症対策に伴い中止
	<p>主な 自主事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・春らんまん「パークキッチン」 （4月1日～4月7日） ・レモンサワーフェスティバル 2019（4月5日・4月6日） ・手ぶらでBBQ（4月～2月） ・Red bull Neymar Jr's Five Japan（6月1日・6月2日） ・水と緑のEvening Bar!!!2018 （7月17日～8月30日のうち 18日間実施） ・Screen@Shinjuku Central Park （7月24日～7月27日） ・パークシネマフェスティバル （9月24日～28日） ・ダイバーシティパーク in 新宿 （10月5日・6日） ・キャンドルナイト （12月20日・12月21日） ・トゥインクルパーク （12月13日～12月25日） ・冬まつり（2月11日）

(2) 収支状況

①収入

項目	金額 (円)
指定管理料	196,783,150
利用料金収入	11,344,000
自主事業収益還元	7,644,000
収入合計	215,771,150

②支出

項目	金額 (円)	備考
人件費	47,468,108	職員給与、法定福利費、福利厚生費他
消耗品費	6,226,186	事務用品、清掃用品、植栽用花苗等
印刷製本費	349,066	公園パンフレット等
通信運搬費	832,051	電話、インターネット回線料等
燃料費・光熱水費	15,714,483	電気、ガス、水道、燃料
修繕費	5,251,865	管理施設、遊戯施設修繕工事他
使用料及び賃借料	3,776,871	車輛、PC等リース
委託料	104,942,410	警備、清掃、植物管理等
諸税	3,043,347	
施設管理費	2,953,660	施設維持関連費用
事業運営費	25,111,663	法人本部事務費、旅費交通費、研修費他
支出合計	215,669,710	

③自主事業

項目	金額 (円)
自主事業収入	31,109,837
自主事業支出	22,616,246
自主事業収支差額	8,493,591

※金額はすべて消費税等を含む

令和元年度 指定管理者事業評価概要

施設名:新宿中央公園

指定管理者名:新宿中央公園パークアップ共同体

個別評価	評価	評価所見												
1 公園の運営に関すること														
<table border="1"> <tr> <td>(1)職員体制</td> <td>事業計画書や職員配置計画書等に基づき、管理運営に支障のない勤務体制や職員配置、組織体制が構築されたか。</td> </tr> <tr> <td>(2)職員教育</td> <td>業務に必要な研修(施設管理、接客、危機管理、個人情報保護等)が実施され、必要な知識を身に付ける努力はなされたか。</td> </tr> <tr> <td>(3)緊急時の対応</td> <td>事故等の緊急時の対応体制やマニュアルの整備、訓練はされていたか。緊急時に適切な対応がとられたか。</td> </tr> <tr> <td>(4)区との連絡調整</td> <td>区との連絡、調整等に関わる業務は適切に行われたか。区からの改善指導・指示への対応はできていたか。</td> </tr> <tr> <td>(5)適正な労働環境の確保</td> <td>適正な労働環境の確保を図っていたか。労働環境モニタリングの指摘事項の改善はされていたか。</td> </tr> <tr> <td>(6)公園の運営について</td> <td>協定書、仕様書等に基づき、公園の管理運営に係る必要な措置を講じたか。</td> </tr> </table>	(1)職員体制	事業計画書や職員配置計画書等に基づき、管理運営に支障のない勤務体制や職員配置、組織体制が構築されたか。	(2)職員教育	業務に必要な研修(施設管理、接客、危機管理、個人情報保護等)が実施され、必要な知識を身に付ける努力はなされたか。	(3)緊急時の対応	事故等の緊急時の対応体制やマニュアルの整備、訓練はされていたか。緊急時に適切な対応がとられたか。	(4)区との連絡調整	区との連絡、調整等に関わる業務は適切に行われたか。区からの改善指導・指示への対応はできていたか。	(5)適正な労働環境の確保	適正な労働環境の確保を図っていたか。労働環境モニタリングの指摘事項の改善はされていたか。	(6)公園の運営について	協定書、仕様書等に基づき、公園の管理運営に係る必要な措置を講じたか。	3.0	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修等により、適切な研修の実施が確認できた。 フットサル施設の従事職員が委託先事業所の職員であったとしても、適切な労働時間数による勤務が行われていることを委託先事業所に求める必要がある。 台風時等への対応も十分に行われている。
(1)職員体制	事業計画書や職員配置計画書等に基づき、管理運営に支障のない勤務体制や職員配置、組織体制が構築されたか。													
(2)職員教育	業務に必要な研修(施設管理、接客、危機管理、個人情報保護等)が実施され、必要な知識を身に付ける努力はなされたか。													
(3)緊急時の対応	事故等の緊急時の対応体制やマニュアルの整備、訓練はされていたか。緊急時に適切な対応がとられたか。													
(4)区との連絡調整	区との連絡、調整等に関わる業務は適切に行われたか。区からの改善指導・指示への対応はできていたか。													
(5)適正な労働環境の確保	適正な労働環境の確保を図っていたか。労働環境モニタリングの指摘事項の改善はされていたか。													
(6)公園の運営について	協定書、仕様書等に基づき、公園の管理運営に係る必要な措置を講じたか。													
2 利用・サービスに関すること														
<table border="1"> <tr> <td>(1)サービス水準の確保</td> <td>協定書、仕様書等の内容に沿った水準で、適切に業務・事業が行われていたか。サービス水準が上がるような業務や事業の改善が行われていたか。 不法行為や不適切利用に対する対応及び対策への取り組みは適切だったか。</td> </tr> <tr> <td>(2)利用者サービスの向上</td> <td>利用者の利便性を確保したか。また、利便性の向上に努めたか。</td> </tr> <tr> <td>(3)利用者対応・接客</td> <td>利用者への対応は良好に行われたか。利用者が気持ちよく利用できるような接客ができたか。</td> </tr> <tr> <td>(4)利用者要望の把握・対応</td> <td>利用者等の意見や要望を把握できる配慮を行っていたか。適切な対応がされていたか。</td> </tr> <tr> <td>(5)個人情報等の適切な対応(個人情報の保護及び情報公開に関する対応)</td> <td>個人情報保護を徹底していたか。また、情報公開に関する対応が適切に行われたか。</td> </tr> </table>	(1)サービス水準の確保	協定書、仕様書等の内容に沿った水準で、適切に業務・事業が行われていたか。サービス水準が上がるような業務や事業の改善が行われていたか。 不法行為や不適切利用に対する対応及び対策への取り組みは適切だったか。	(2)利用者サービスの向上	利用者の利便性を確保したか。また、利便性の向上に努めたか。	(3)利用者対応・接客	利用者への対応は良好に行われたか。利用者が気持ちよく利用できるような接客ができたか。	(4)利用者要望の把握・対応	利用者等の意見や要望を把握できる配慮を行っていたか。適切な対応がされていたか。	(5)個人情報等の適切な対応(個人情報の保護及び情報公開に関する対応)	個人情報保護を徹底していたか。また、情報公開に関する対応が適切に行われたか。	3.0	<ul style="list-style-type: none"> サービス水準の確保について、個別の事案ごとに適切な対応を行っていることが確認できた。 		
(1)サービス水準の確保	協定書、仕様書等の内容に沿った水準で、適切に業務・事業が行われていたか。サービス水準が上がるような業務や事業の改善が行われていたか。 不法行為や不適切利用に対する対応及び対策への取り組みは適切だったか。													
(2)利用者サービスの向上	利用者の利便性を確保したか。また、利便性の向上に努めたか。													
(3)利用者対応・接客	利用者への対応は良好に行われたか。利用者が気持ちよく利用できるような接客ができたか。													
(4)利用者要望の把握・対応	利用者等の意見や要望を把握できる配慮を行っていたか。適切な対応がされていたか。													
(5)個人情報等の適切な対応(個人情報の保護及び情報公開に関する対応)	個人情報保護を徹底していたか。また、情報公開に関する対応が適切に行われたか。													
3 施設・設備の管理に関すること														
<table border="1"> <tr> <td>(1)施設・設備管理</td> <td>事業計画書、仕様書等に基づいた施設管理業務が適切に行われたか。 事故につながらないよう、適切に施設の点検がされていたか。</td> </tr> <tr> <td>(2)施設修繕・備品管理</td> <td>施設修繕や備品管理は適切に行われたか。</td> </tr> <tr> <td>(3)省エネルギー・省資源</td> <td>省エネルギー・省資源に向けた取組がされていたか。</td> </tr> </table>	(1)施設・設備管理	事業計画書、仕様書等に基づいた施設管理業務が適切に行われたか。 事故につながらないよう、適切に施設の点検がされていたか。	(2)施設修繕・備品管理	施設修繕や備品管理は適切に行われたか。	(3)省エネルギー・省資源	省エネルギー・省資源に向けた取組がされていたか。	3.3	<ul style="list-style-type: none"> 施設の点検体制が十分であることが確認できた。 						
(1)施設・設備管理	事業計画書、仕様書等に基づいた施設管理業務が適切に行われたか。 事故につながらないよう、適切に施設の点検がされていたか。													
(2)施設修繕・備品管理	施設修繕や備品管理は適切に行われたか。													
(3)省エネルギー・省資源	省エネルギー・省資源に向けた取組がされていたか。													
4 管理運営経費に関すること														
<table border="1"> <tr> <td>(1)適正な会計</td> <td>適正な会計管理による収支状況であったか。</td> </tr> <tr> <td>(2)目標の達成</td> <td>目標とした利用料金収入を達成できたか。</td> </tr> <tr> <td>(3)経費節減、収入確保の努力</td> <td>経費節減、収入確保に向けた取組はされていたか。</td> </tr> </table>	(1)適正な会計	適正な会計管理による収支状況であったか。	(2)目標の達成	目標とした利用料金収入を達成できたか。	(3)経費節減、収入確保の努力	経費節減、収入確保に向けた取組はされていたか。	3.0	<ul style="list-style-type: none"> 目標に対して、十分な収入を得ていることが確認できた。 フットサル施設の利用収入が目標値の17%増を確認できた。 						
(1)適正な会計	適正な会計管理による収支状況であったか。													
(2)目標の達成	目標とした利用料金収入を達成できたか。													
(3)経費節減、収入確保の努力	経費節減、収入確保に向けた取組はされていたか。													
5 事業に関すること														
<table border="1"> <tr> <td>(1)事業実施</td> <td>事業計画書、仕様書等に基づき計画した事業を実施したか。 事業実施において、関係行政機関や団体(民間事業者、町会・自治会、公園サポーター等)との連携を適切に行ったか。</td> </tr> <tr> <td>(2)効果的・効率的な視点</td> <td>公園の目的に照らして、効果的・効率的に事業を実施したか。</td> </tr> </table>	(1)事業実施	事業計画書、仕様書等に基づき計画した事業を実施したか。 事業実施において、関係行政機関や団体(民間事業者、町会・自治会、公園サポーター等)との連携を適切に行ったか。	(2)効果的・効率的な視点	公園の目的に照らして、効果的・効率的に事業を実施したか。	3.2	<ul style="list-style-type: none"> 立地を生かしたイベントの開催が評価できる。 自主事業を積極的に実施し、公園の賑わいへの貢献している。 昼間に加え、夜間のイベントについても、積極的な実施が確認できた。 								
(1)事業実施	事業計画書、仕様書等に基づき計画した事業を実施したか。 事業実施において、関係行政機関や団体(民間事業者、町会・自治会、公園サポーター等)との連携を適切に行ったか。													
(2)効果的・効率的な視点	公園の目的に照らして、効果的・効率的に事業を実施したか。													
総合評価	3.2													
全体評価	3													
総合所見	<ul style="list-style-type: none"> 全般的に適切な管理運営がなされている。 													